

岩手県告示第51号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和2年岩手県告示第617号）で公示した公共測量を終了した旨東北農政局岩手山麓農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

令和3年1月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市藪川地内
- 2 実施した期間 令和2年10月1日から同年12月25日まで
- 3 実施した公共測量の種類 航空レーザ測量